

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 就農計画の作成者の追加

新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者は、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

（第四条関係）

## 第二 就農支援資金の貸付対象の拡充

認定農業者（新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であつて、第一の認定を受けたものをいう。以下同じ。）に対し、就農支援資金（農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものを除く。）を貸し付けることができるものとする。

（第二条第二項、第七条第四項及び第八条から第十条まで関係）

## 第三 都道府県青年農業者等育成センターの業務の拡充

都道府県青年農業者等育成センターの業務に、次に掲げる業務を追加すること。

- （一） 認定農業者が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

- (二) 新たに就農しようとする青年等について、職業安定法第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業

紹介事業を行うこと。

(第六条関係)

#### 第四 農業改良資金助成法の特例

農業改良資金助成法第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(施設の設置等に係るものに限る。)については、その償還期間は十二年を超えない範囲内で、その据置期間は五年を超えない範囲内で、それぞれ政令で定める期間とすること。

(第二十三条関係)

#### 第五 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。